

次回以降の検討の方向性

ケージ等の規模について

- 飼養管理上の問題等
 - ・狭い飼養スペースで販売・展示されている（イベント販売含）
- 検討の方向性
 - ・問題の解決に資する基準を検討するため、海外の法令等における基準を調査する（下表参照）
 - ・海外法令等を参考にして国内基準としたときに正当な異議が生じないと考えられる基準案をお示しし、ご意見をいただく（ペットショップのような長期飼養が想定される場所と展示即売会のような会場を区別するか等含）

(表 各国の法令・ガイドライン等におけるケージ等の規模について基準の設定状況 ※現在調査中)

シーン別	国・地域	飼養施設 (長期)	飼養施設 (一時的)	輸送時	
パターンA 飼養施設（長期） 飼養施設（一時的） 輸送時	ドイツ	定量基準	定量基準	定性基準	
	スイス	定量基準	定量基準	定性基準	
パターンB 飼養施設 輸送時	オーストラリア (ニューサウスウェールズ州)	定性基準		定性基準	
パターンC 飼養施設	英國 (イングランド)	定量基準			
	オーストラリア (ビクトリア州)	定量基準			
	オーストリア	定量基準			
	スウェーデン	定量基準			
	アメリカ (フロリダ州)	定量基準			

※上記表での「一時的」は海外法令における記載であり、現行の省令に記載されている「一時的」とは異なる

輸送、輸送後の目視観察について

- 飼養管理上の問題等
 - ・輸送時に狭い食品パック等が用いられている
 - ・輸送後に食品パック等に入れられたままの状態で放置され、ケース内で脱皮している個体がいる（イベント販売含）

- ・イベント販売会場への毎週末の出展、または輸入直後等の出展により体調不良、瀕死又は痩せ細った個体がいる
- 検討の方向性
 - ・ケージ規模と関連するため同時に検討する
 - ・国内基準としたときに正当な異議が生じないと考えられる基準案をお示しし、ご意見をいただく

状態悪化時の受診について

- 飼養管理上の問題等
 - ・不健康な状態で販売や展示がされている
- 検討の方向性
 - ・繁殖による病気の蔓延リスクの大きさ、病気の判断の困難さを踏まえ、状態悪化時の受診よりも、病気予防や早期対処、感染症の集団発生等による多頭死亡時等の対応、感染が疑われる個体の繁殖の適否等を優先して検討することについてご意見をいただく

夜間営業、展示時間、展示を行わない時間、夜行性動物の飼養環境等、接触・譲渡しの時間帯について

- 飼養管理上の問題等
 - ・爬虫類の生体を踏まえ、哺乳類に適用される基準について爬虫類にも拡大するか検討する必要
- 検討の方向性
 - ・夜間営業、展示時間、展示を行わない時間、夜行性動物の飼養環境、接触・譲渡しの時間帯について動物園関係団体等にヒアリングを行い、その結果をお示しする
 - ・国内基準としたときに正当な異議が生じないと考えられる基準案をお示しし、ご意見をいただく

餌生物の扱い、衛生動物について

- 飼養管理上の問題等
 - ・餌動物の逸走についての配慮を検討
 - ・餌生物の鳴き声が騒音となる可能性
 - ・はえ等を餌にする場合はケージ内で繁殖する可能性
- 検討の方向性
 - ・餌生物の適切な取り扱い方法について基準案をお示しし、ご意見をいただく

安全な構造及び材質、自然な行動を発現させるための設備について

- 飼養管理上の問題等
 - ・カメ、トカゲは広さによらず、透明な素材が判別できないためケージに衝突することがある
 - ・展示施設等において習性（陸棲、樹上棲、水棲、半水棲等）に応じた行動を発現させるための設備（水辺・シェルター等）がない
- 検討の方向性
 - ・安全な構造及び材質、自然な行動を発現させるための設備について基準案をお示しし、ご意見をいただく

給水の時間について

○ 飼養管理上の問題等

- ・爬虫類の販売イベントでは給水が無いことがある。例えば1時間程度のイベントであれば給水はしなくて良いのか、爬虫類の生理・生態も踏まえて具体化すべきではないか

○ 検討の方向性

- ・ケージ規模等と関連するため、海外法令等も踏まえて同時に検討する
- ・爬虫類の生理生態も踏まえ、給水設備の有無ではなく脱水症状にせず健康状態を保つことを目的とし、体調管理の方に焦点を当てる方向で検討することについてご意見をいただく

野生由来の動物について

○ 飼養管理上の問題等

- ・野生由来の個体を触れ合いに用いる際、動物のストレスが考慮されていない
- ・野生で捕獲されて輸入された個体を、そのまま触れ合いに使っている事業者がおり、動物にストレスが掛かっている
- ・野生由来の動物であっても短期間で馴れる場合があり、その逆もある

○ 検討の方向性

- ・個体差があるのは爬虫類に限らないため、省令は哺乳類と同様の記載とし、細部解釈で爬虫類特有の内容の記載を検討することについてご意見をいただく